

都市づくり支援事業評価委員会設置要綱

(令和7年3月18日都市づくり公社要綱第258号)

公益財団法人東京都都市づくり公社都市づくり支援事業評価委員会設置要綱を次のように定める。

公益財団法人東京都都市づくり公社都市づくり支援事業評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）が実施する公益事業のうち、公社が事業主体となって実施する都市づくり支援事業について、第三者による事業評価により事業運営の透明性、信頼性の確保を図るとともに都民ニーズに即した事業実施につなげることを目的として、都市づくり支援事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関して検討を行い、理事長に報告する。

- (1) 都市づくり支援事業のうち助成の実施に関すること。
- (2) 都市づくり支援事業のうち助成の事後評価に関すること。
- (3) その他都市づくり支援事業のうち助成に関すること。

2 前項第2号の事後評価に関しては、別紙1の「評価基準」に基づき評価するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から、別表1のとおり5名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4名以内
- (2) 都民委員 1名以内

3 委員は、非常勤とする。

4 第1項第2号の都民委員は公募によることとし、応募が無かった場合、または選考の結果、該当者が存在しない場合は、置かないことができるものとする。

5 委員は、理事長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を掌理し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名す

る委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、毎年10月1日から翌年9月30日までの、1年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員のうち、都民委員の再任は、原則2回以内とする。

3 任務期間中に新たに委嘱された委員の任期は、選任した委員の任期満了の時までとする。

(招集)

第6条 委員会は、理事長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、又はその他の方法で意見を聴くことができる。

(決議)

第7条 委員会は、構成される委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

3 構成される委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、委員会の可決する旨の決議があったものとみなす。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員が委員会に出席した時には、報酬及び費用弁償として公社が別に定める額を支給する。

(個人情報)

第9条 公社は、評価に際して、公社個人情報保護規程・個人情報保護管理要綱に基づき、個人情報の適正な管理を行うものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事業企画部公益事業課が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関して必要な事項は、委員会において別途定めるものとする。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別紙1「評価基準」

1 公益性の評価

- (1) 都民や行政が求めている内容に合っているか。
- (2) 社会経済状況の変化に合わせて行われているか。
- (3) 広く都民生活の向上や、都民に役立つ内容となっているか。

2 必要性の評価

- (1) 公社の事業目的や内容と合っているか。
- (2) 他の団体（自治体・民間・NPO等）での実施状況を考え、公社が実施すべき事業か。
- (3) 廃止された場合に大きな影響が出るか。

3 効率性の評価

- (1) 資産等を有効に活用しているか。
- (2) 目的を達成するために他に有効な方法はないか。
- (3) 他の団体・企業と連携する方法はないか。

4 実績の評価

- (1) 広報活動は適切に行われているか。
- (2) 十分な効果が得られているか。
- (3) 予算の範囲内で適切な執行が図られているか。

別表1「委員の構成表」

学識経験者			都民委員 1名以内
まちづくり専門家			
社会科学系 2名以内	工学系 1名以内	行政系 1名以内	

※上記構成表の中から、5名以内で決定する。